



深小・深幼稚園 PTA文集  
はぐくみ(平成二六年三月発行)  
より、一部を紹介させていただきます。  
(編集室)



しんのすけ

下組 寺田 美恵

先日、(ことだま師)である友人に、(しんのすけ)の名前が持つ音を視て頂きました。それは、昔からある「姓名判断」等とは違うものです。  
名前は、実は本人が決めて生まれてくるという説もあるそうで、しんのすけの(すけ)これは人を助けるという音をもっているとのこと、思ってもみなかった意外な言葉にビックリ！家族の中でも一番人に手を貸すことを嫌がる息子。しかし、その意味も非常にシンプルなものだったのです。「しんちゃん」が呼び名でしたから「ひ」とつひとつのことだまの意味はここでは省きますが、名前の持つ「の・す・け」の霊言(ことだま)が機能していないのだそうです。

私はその日、しんのすけという名前をつけたことの経緯や、どれほど素晴らしいか、どれほどその名前を母が愛しているかなどを伝えました。私は彼の名前と同様に、彼の全てを見ようとしていかなかったかもしれませんが、不思議なことにその日からの息子は、お手伝いを進んでくれるようになり、私は息子の優れている部分に日常的に目に付くようになり、(母さん、今度から「しんのすけ」って呼んで！)自分の名前が好きな人は自分自身を愛している人、ことだま師である友人の言葉を思い出しました。ささやかな事ですが、親の子どもへの意識が与える影響は、自分自身を省みる機会を与えてくれます。子ども時代、私は自分の名前があまり好きではありませんでしたが、今ではとても素敵な名前だと感じています。

深町子どもを守る会

子どもをみんなで守りましょう



○午後四時頃下校します。

※日によって、異なることがあります。

○近くで、遠くで、みんなで見守りましょう。

○あいさつ、声かけをしましょう。

短歌・俳句・詩

中組 仲峠講 竹内ひろみつ

新しき年を迎えて振り向けば

八十年は夢の間に過ぎ

腰痛で歩くに事欠く日々なれど  
それでもひ孫は抱き上げてみる



年寄りに高額預金者多いとか

わが懐は底冷えがして

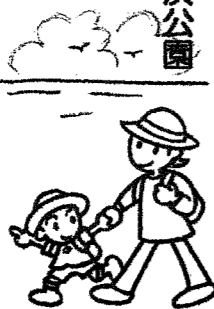
深町・中之町南の世帯及び人口 (H25年・26年末現在)  
三原市町別人口集計表抜粋

年月日	町名	世帯	人口		
			男	女	計
H25・12・31現在	深町	467	571	576	1147
	中之町南	50	65	77	142
	計	517	636	653	1289
H26・12・31現在	深町	473	568	582	1150
	中之町南	53	65	79	144
	計	526	633	661	1294

歩く会(ウォーク)参加を

歩く会幹事 石井堂照

須波海浜公園



月日 二月十九日(木)  
(予備日) 二月二十四日(火)

行程

八時三十分 上組公民館発(車)

九時 須波海浜公園へ

公園探訪後須波ハイツへ

十三時

深町帰着

ピッコロだより  
(多機能型就労支援事業所)

春咲きの苗は順調に...



暦の上ではもう春なのですが、相変わらず寒さ厳しい折り、皆様がピッコロでは、春咲きの苗が順調に育つてきています。三月頃には可愛い花を咲かせてくれるのではないかと思います。深の里でも、春野菜の育成が始まっており、三月下旬にはホウレンソウなどが出荷できるのではと期待しています。二月と言えば、神門市。神門市が来たら春というのが定説ですが、しばらくは寒い日が続くようです。皆さん、お身体をこ自愛ください。

TBG協会だより



福山十一W  
ターゲット・バードゴルフ大会

福山十一W TBG例会が十二月十四日(日)に福山市・松永TBG常設コースにておこなわれました。  
三原TBG協会からは金子勝彦・天木雅之の二名が参加しました。  
成績は次の通りです。

個人戦

三位 天木雅之(深町上組)

二人組戦

一位 金子勝彦(和町)

三位 天木雅之(深町上組)



第四十四回三原市  
ターゲット・バードゴルフ大会

第四十四回三原市TBG例会が十二月二十三日(火)、深町・城山コースにておこなわれました。  
成績は次の通りです。

一位 綱掛正志(深町下組)

二位 志水孝則(中組)

三位 船本雄三(中組)

ベスグロ 六十四

二人組戦一位 船本雄三(中組)

高崎 修(中組)

金子勝彦(和町)

次回大会は二月十一日(水)

※選手の敬称略  
TBG事務局 天木雅之▲▲

就労継続支援B型事業所  
やっさ工房だより

神門市バザーのご案内



今年も二月七日(土)・八日(日)、隆景広場において神門市バザーを開催しております。今年の目玉商品は、産地直送のじゃこてんです。その他、コーヒール、フライドポテト等もあります。みんなで作った革工芸品もありますので、皆さんお誘い合わせのうえ、是非いらしてください。

身近なトラブル Q&A



Q 友人に借金の返済を求めたところ、時効だから払わないと言われました。どういふことですか？

貸したお金の返還を求める権利(貸金返還請求権)は、返済期限から一定の期間が過ぎると時効により消滅してしまいます(消滅時効)。この期間は、友人同士のお金の貸し借りの場合、十年です。借主(債権者)は、返済期限から十年経過後、貸主(債務者)に対して「消滅時効の利益を受けます」と伝えること(時効援用の意思表示)により、借りたお金を返還する義務がなくなります。

しかし、返済期限を過ぎてから十年経つ前に、貸主が次の①から③までのいずれかの対応をとった場合は、法律上、時効が成立するための期間(時効期間)がいったん0(ゼロ)に戻り(時効の中断)、その時から再び時効期間の計算を始めることとなります。

- ① 裁判上の請求
- ② 差押え、仮差押え、仮処分
- ③ 債務の承認

※日本司法支援センター

法律問題Q&Aシリーズ⑦

(二〇〇九年版)より抜粋 ▲▲